

調布市分別収集計画

令和5年度～令和9年度

令和4年6月 策定

調 布 市

調布市分別収集計画 目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8
参考資料	9

1. 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、私たちの生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量増加による環境への負荷の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫等、さまざまな問題を発生させました。

ごみゼロ型の地域社会を実現し、資源循環型の暮らしへと転換するためには、循環型社会形成推進基本法をはじめとする関係法令を円滑かつ的確に施行することにより、廃棄物の排出を抑制し、そのうえでリサイクルを推進していく必要があります。令和4年4月には「プラスチック資源循環促進法」も施行となりました。一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組は極めて重要となります。

このような状況を背景に、本市の一般廃棄物処理基本計画（平成31年3月改訂）では、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」という基本的考え方を踏まえ、市民・事業者が共有できるキャッチフレーズとして「未来のため 地球のため さらに減量・リサイクル ～みんなではぐくむ「もったいない」の心～」を定めました。

引き続き市民・事業者と協働し、家庭系ごみの削減・さらなるリサイクルの推進・適正かつ安定的な処理の確保を推進し、資源循環型社会の構築を目指します。

本分別収集計画（令和5年度～令和9年度）は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条において、容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たっては、分別収集計画の策定が必要であるとされていることから、上位計画である調布市一般廃棄物処理基本計画等との整合性を図り策定したものです。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、以下のとおりとします。

- (1) 市民・事業者・市は、ごみ問題への理解を深め、それぞれの責任と役割を果たしながら、持続可能な循環型社会を形成するために、連携・協力して取組を進めます。
- (2) 発生・排出段階からごみの抑制に努め、総排出量の削減を行います。それでも発生したごみは、循環資源として捉え、これらの再使用・資源化を行い、さらに処理が必要なごみについても、焼却等の中間処理を行い、その焼却灰を再度エコセメントとして活用して、埋立てに依存しない循環型社会を目指します。
- (3) 現在のごみ資源化施策を継続・発展させるとともに、発生した容器包装廃棄物については引き続き分別収集を実施していきます。
- (4) 市民の協力により、容器包装廃棄物の分別排出時の品質を維持し、品目ごとに効率的な資源回収を引き続き実施します。また、品目により、市による中間処理や保管、ふじみ衛生組合への引渡しを行います。さらに、住民団体による集団回収及び事業者による店頭回収についても、引き続き協力を求めています。

3. 計画期間

令和5年4月から令和10年3月までの5か年間。ただし、3年ごとに改定します。

4. 対象品目

容器包装廃棄物のうち、次のものを対象にします。

- ・スチール缶
- ・アルミ缶
- ・無色ガラス
- ・茶色ガラス
- ・その他ガラス
- ・紙パック
- ・段ボール
- ・紙製容器包装
- ・ペットボトル
- ・容器包装プラスチック

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位:t

対象品目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール缶	301	302	303	303	303
アルミ缶	562	564	565	565	566
無色ガラス	656	658	660	660	660
茶色ガラス	402	403	403	404	404
その他ガラス	705	707	709	709	709
紙パック	260	261	261	261	261
段ボール	3,955	3,965	3,974	3,976	3,978
紙製容器包装	1,714	1,714	1,717	1,719	1,724
ペットボトル	1,134	1,137	1,139	1,140	1,141
容器包装プラスチック	7,335	7,353	7,369	7,374	7,376
容器包装廃棄物の合計	17,025	17,064	17,100	17,112	17,121

注1) 端数調整の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

注2) 容器包装プラスチックの排出量には燃やせないごみに混入された容器包装プラスチックを含む。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民・事業者・市のそれぞれが共通認識に立ち役割分担を明確にし、相互に連携・協力を図ります。

(1) 家庭系ごみの減量策の強化

商品を購入後短時間で不要となってしまう無駄な容器包装を抑制するため、市民からアイデアを募集したり、他自治体等の具体的事例の調査・研究を行ったりするなど、市民と共にごみ減量の具体策を進めます。

また、令和2年4月から開始した「CHOFUプラスチック・スマートアクション」に基づき、庁舎内の自動販売機からのペットボトル飲料の撤去など市の率先行動の実施、海洋ごみ問題に関する普及・啓発事業など、プラスチック製容器包装廃棄物の排出抑制に向けた取組を展開します。

(2) 事業系ごみの減量策の強化

大規模事業者に対しては、条例に基づき事業者が作成する再利用計画書を引き続き活用し、3Rの推進を図ります。中小事業所に対しては働きかけを強化し、商工会等と連携した情報提供を充実する等の取組を進めます。また、公共施設から排出されるごみについても減量を推進していきます。

(3) 事業者による自主回収の強化

ペットボトルやトレイなど、事業者が行う自主回収を促進するための支援策を引き続き検討するとともに、事業者の取組を通じた家庭ごみの削減を進めます。そのため、「ごみ減量・リサイクル協力店」制度を推進し、様々な形で容器包装等の削減を促進させるとともに、ごみの排出抑制に資する販売店での取組を進めます。

(4) 事業者による資源化の推進

大規模事業所に対する条例に基づく再利用計画書を活用し、自主的な資源化を促していきます。中小事業所に対しては、商工会等と連携した情報提供を図るとともに、許可収集業者からの情報や、ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみでの搬入物検査結果などに基づき、分別が徹底されていない中小事業者に対する指導の徹底を図ります。

(5) 分別の徹底

資源分別を徹底するため、様々な媒体を通じた正しい分別方法の周知、ルールが守られていないごみへのイエローカードの貼付や指導を継続します。容器包装プラスチックについては、汚れの落ちないもののみ「可燃ごみ」とするよう、広報で具体例を示すなどして周知を図ります。また、事業系ごみについては、事業所への排出指導やクリーンプラザふじみにおける搬入ごみの抜き取り調査の実施、一般廃棄物収集運搬業許可業者への収集指導等を通じ、適正な分別を徹底します。

(6) 資源回収の継続

現在本市が資源物としている古紙・古布・ビン・カン・ペットボトル・容器包装プラスチック等については、現行の基準で分別収集を継続します。地域集団回収事業については、地域のコミュニティづくりにも寄与することから、今後も継続するとともに、地域住民の高齢化に対応した集団回収方法について検討します。

(7) 無関心層等に対する取組の強化

ごみへの関心を高めるため、環境フェアやふじみまつりなどの各種イベントへの参加や、市役所ロビーなど日常的に市民が利用する場の活用により、ごみに関する情報を発信するとともに、調布エフエム、ケーブルテレビ、ごみアプリなど様々な媒体の活用を図ります。

賃貸マンションのオーナー等の協力を得て新たに転入する市民や、外国人に対して本市のごみの状況や分別方法などを伝えるなど、理解と協力を求め、自治会や集合住宅の管理組合等へも積極的

な啓発活動を行っていきます。

(8) 環境教育・学習の強化

学校等の協力を得て、家庭系ごみの分別方法やごみ減量・リサイクルに関する環境教育の充実を図っていきます。例えば小学校の授業のテーマとして「ごみ減量・リサイクル」を設定するなど、積極的に働きかけていきます。また、地区協議会等と連携したごみ懇談会・出前講座の推進や、マイバッグなどのごみ減量啓発品の普及・活用を図ります。

クリーンプラザふじみにおける施設見学会では、ごみの現状や分別の必要性を効果的に学ぶことができることから、子どものみならず全市民の環境学習の場として有効に活用していきます。

(9) 的を絞った普及啓発

リサイクル率維持に向けた古紙類、容器包装プラスチック等のさらなる分別徹底や使用済小型家電等の拠点回収利用促進について、重点的な啓発を実施します。また、容器包装プラスチック類は汚れが落ちない（リサイクルに適さない）もののみ「可燃ごみ」に排出するよう周知徹底を図るとともに、石油由来のプラスチックの使用抑制や代替製品に関する啓発を実施します。

(10) 行動の支援策の実施

地域での学習会、商店街への事業所資源回収事業の紹介・支援、NPO法人と連携した講習会の開催等、ごみ減量・リサイクルのための貢献活動に対する支援策を検討します。また、ごみ減量・リサイクルのための地域活動を促進するため、地区協議会に対し、ごみ減量やリサイクルに関する情報提供を図るなどの支援策を検討していきます。

(11) 協働による各種取組の実践

市民・事業者・行政の連携・協働による取組の推進を図るため、促進員等様々な団体との情報交換や活動等を推進していきます。さらに、現在、自治会や促進員の方々が自主的に行っているごみ拾いなどの美化活動を推進し、ポイ捨て、不法投棄などの防止を図ります。

また、地区協議会への情報提供などを通じ、様々な主体が相互に協力して取組を進めていくための仕組みづくりを検討します。

(12) 情報発信の調査・研究

市民、事業者に分かりやすい情報発信を実現するため、データを視覚化したり身近なものに例えたりするなどの表現方法や、発信方法等について調査・研究を行います。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	紙パック 雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（ペット）製の容器であって、 飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

対象品目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	271		272		272		273		273	
アルミ缶	506		507		508		509		509	
無色ガラス	(合計) 591		(合計) 592		(合計) 594		(合計) 594		(合計) 594	
	(引渡) 0	(独自) 591	(引渡) 0	(独自) 592	(引渡) 0	(独自) 594	(引渡) 0	(独自) 594	(引渡) 0	(独自) 594
茶色ガラス	(合計) 361		(合計) 362		(合計) 363		(合計) 363		(合計) 363	
	(引渡) 0	(独自) 361	(引渡) 0	(独自) 362	(引渡) 0	(独自) 363	(引渡) 0	(独自) 363	(引渡) 0	(独自) 363
その他ガラス	(合計) 635		(合計) 636		(合計) 638		(合計) 638		(合計) 638	
	(引渡) 0	(独自) 635	(引渡) 0	(独自) 636	(引渡) 0	(独自) 638	(引渡) 0	(独自) 638	(引渡) 0	(独自) 638
紙パック	39		39		39		39		39	
段ボール	3,560		3,569		3,576		3,579		3,580	
紙製容器包装	(合計) -									
	(引渡) -	(独自) -								
ペットボトル	(合計) 1,021		(合計) 1,023		(合計) 1,026		(合計) 1,026		(合計) 1,027	
	(引渡) 857	(独自) 163	(引渡) 0	(独自) 1,023	(引渡) 0	(独自) 1,026	(引渡) 0	(独自) 1,026	(引渡) 862	(独自) 164
容器包装プラスチック	(合計) 6,968		(合計) 6,986		(合計) 7,000		(合計) 7,005		(合計) 7,007	
	(引渡) 2,648	(独自) 4,320	(引渡) 0	(独自) 6,986	(引渡) 0	(独自) 7,000	(引渡) 0	(独自) 7,005	(引渡) 2,663	(独自) 4,344

注1) 集団回収量を含む。

注2) 表中の「引渡」は引渡量を、「独自」は独自処理量等を示す。

注3) 容器包装プラスチックの処理量には燃やせないごみに混入された容器包装プラスチックを含む。

注4) 端数調整の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 人口

人口は、住民基本台帳（10月1日現在，外国人登録人口含）に基づくものとし，将来人口は「調布市の将来人口推計」（平成30年3月）を用いました。

(2) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

ア 見込量

＝令和3年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

イ 人口変動率

＝計画年度人口／令和3年度人口

令和3年度 238,235人	計画年度 計画年度人口	令和5年度 240,361人 (対令和3年度比) 100.89%	令和6年度 240,972人 (対令和3年度比) 101.15%	令和7年度 241,472人 (対令和3年度比) 101.36%	令和8年度 241,652人 (対令和3年度比) 101.43%	令和9年度 241,712人 (対令和3年度比) 101.46%
-------------------	----------------	---	---	---	---	---

(3) 分別排出率

分別排出率は，下表のとおり設定しました。

単位：%									
スチール 缶	アルミ缶	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	紙パック	段ボール	紙製容 器包装	ペット ボトル	容器包 装プラス チック
90	90	90	90	90	15	90	0	90	95

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の体制を活用し、下記の体制で行います。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
カン	スチール製	カン	市による戸別収集 住民団体による集団回収事業者 による店頭回収	市 民間業者
	アルミ製			
ビン	無色のガラス製容器	ビン	市による戸別収集 住民団体による集団回収事業者 による店頭回収	市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	紙パック	雑紙	市による戸別収集	市 民間業者
		紙パック	市による拠点収集 住民団体による集団回収 事業者による店頭回収	
	段ボール	段ボール	市による戸別収集 住民団体による集団回収	
	紙製容器包装	雑紙	市による戸別収集	
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル	市による戸別収集 事業者による店頭回収	ふじみ衛生組合 民間業者
	プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	市による戸別収集	
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	事業者による店頭回収	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
カン	スチール製	カン	コンテナ及びかご等	2 t パッカー車	市
	アルミ製				
ビン	無色のガラス製容器	ビン	コンテナ及びかご等	2 t 平ボディ車	市
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙	紙パック	紙パック	拠点回収ボックス	乗用車	市
	段ボール	段ボール	ひもがけ	2 t 平ボディ車 又はパッカー車	
	紙製容器包装	雑紙	ひもがけ又は任意の紙袋	2 t 平ボディ車 又はパッカー車	
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル	コンテナ及びかご 拠点回収ボックス	2 t パッカー車	ふじみ衛生組合
	プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	透明又は半透明の袋	2 t パッカー車	ふじみ衛生組合
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	拠点回収ボックス	平ボディ車又は パッカー車	民間業者

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集は、市民・事業者・市のそれぞれの役割分担が重要であり、以下の項目について取り組みを進めます。

(1) 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会等との連携

調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会、調布市廃棄物減量及び再利用促進員等と連携・協力を図り、本計画を推進していきます。

(2) 調布市資源物地域集団回収登録団体との連携

自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、腕章・のぼり旗の貸与等の支援を行い地域における資源循環の取組を推進していきます。

(3) 事業者による資源回収の強化

事業者による資源回収は、商店による牛乳パック、トレイや販売店による新聞、チラシなどが中心ですが、回収ボックス設置店の増加や回収品目及び量の増加に繋がるよう市民・事業者・市が協力していくことを目指します。

(4) 三鷹市及びふじみ衛生組合との連携

分別収集等の実施に当たっては、調布市、三鷹市及びふじみ衛生組合間の連携を強化し、より効率的で安定したシステムの確立を図ります。

(5) 事後確認の実施

毎年度分別収集計画記載事項の実績を確認し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行うこととします。

【調布市】 容器包装廃棄物の算定(集計表)

項目	単位	実績										計画							備考		
		実績										計画									
		H24年度 2012年度	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	R元 2019	2 2020	3 2021	策定 4 2022	計画期間								
2022	2023	2024	2025	2026	2027																
a	人口	人	222,905	224,026	224,283	226,291	229,220	231,904	234,867	236,880	237,636	238,235	239,512	240,361	240,972	241,472	241,652	241,712			
b	年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366			
c	ごみ総排出量	t/年	55,659	56,598	56,346	56,877	56,100	56,186	56,334	57,738	59,352	58,831	59,150	59,522	59,510	59,634	59,678	59,856	a×d×b/10 ⁶		
d	1人1日当たりのごみ排出量(ごみ総排出量)	g/人日	684	692	688	687	671	664	657	666	684	677	677	677	677	677	677	677	R3実績による		
e	集団回収量	t/年	4,486	4,521	4,263	4,066	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,383	3,405	3,404	3,411	3,413	3,424	a×f×b/10 ⁶		
f	1人1日当たりのごみ排出量(集団回収量)	g/人日	55	55	52	49	48	47	44	42	40	39	39	39	39	39	39	39	R3実績による		
g	ごみ総排出量+集団回収量	t/年	60,145	61,119	60,609	60,943	60,130	60,159	60,145	61,393	62,859	62,196	62,533	62,926	62,914	63,045	63,092	63,280	c+e		
h	資源化量(収集)	t/年	10,771	12,459	12,260	12,100	12,462	12,065	12,164	12,158	13,274	12,866	12,936	12,981	13,014	13,041	13,050	13,054	h-1~10の計		
内 訳	h-1 スチール缶	① 合計量	t/年	273	311	290	270	254	249	242	236	255	237	238	239	240	240	240	241	R3実績量×人口変動率	
		② 引渡量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①×③	
		③ (割合)	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R3実績による	
		④ 独自処理量	t/年	273	311	290	270	254	249	242	236	255	237	238	239	240	240	240	241	①-②	
	h-2 アルミ缶	① 合計量	t/年	261	302	304	314	328	330	339	357	396	403	405	406	407	408	408	408	408	R3実績量×人口変動率
		② 引渡量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①×③	
		③ (割合)	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R3実績による	
		④ 独自処理量	t/年	261	302	304	314	328	330	339	357	396	403	405	406	407	408	408	408	①-②	
	h-3 無色ガラス	① 合計量	t/年	543	620	650	602	683	586	542	530	587	559	562	564	566	567	567	567	567	R3実績量×人口変動率
		② 引渡量	t/年	24	14	17	4	29	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①×③
③ (割合)		%	4.0	2.0	3.0	1.0	4.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R3実績による	
④ 独自処理量		t/年	519	606	633	598	654	584	542	530	587	559	562	564	566	567	567	567	567	①-②	
h-4 茶色ガラス	① 合計量	t/年	395	439	440	397	453	366	337	340	367	342	344	345	346	347	347	347	347	R3実績量×人口変動率	
	② 引渡量	t/年	8	3	9	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①×③	
	③ (割合)	%	2.0	1.0	2.0	1.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R3実績による	
	④ 独自処理量	t/年	387	436	431	394	443	366	337	340	367	342	344	345	346	347	347	347	347	①-②	
h-5 その他ガラス	① 合計量	t/年	511	619	618	566	698	567	535	535	632	601	604	606	608	609	609	610	610	R3実績量×人口変動率	
	② 引渡量	t/年	17	5	25	6	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①×③	
	③ (割合)	%	3.0	1.0	4.0	1.0	2.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R3実績による	
	④ 独自処理量	t/年	494	614	593	560	680	566	535	535	632	601	604	606	608	609	609	610	610	①-②	
h-6 紙パック	① 合計量	t/年	23	35	30	26	26	24	25	25	24	23	23	23	23	23	23	23	23	R3実績量×人口変動率	
	② 引渡量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①×③	
	③ (割合)	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R3実績による	
	④ 独自処理量	t/年	23	35	30	26	26	24	25	25	24	23	23	23	23	23	23	23	23	①-②	
h-7 段ボール	① 合計量	t/年	1,789	2,214	2,182	2,264	2,259	2,276	2,296	2,337	2,800	2,784	2,799	2,808	2,816	2,821	2,823	2,824	2,824	R3実績量×人口変動率	
	② 引渡量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	①×③	
	③ (割合)	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R3実績による	
	④ 独自処理量	t/年	1,789	2,214	2,182	2,264	2,259	2,276	2,296	2,337	2,800	2,784	2,799	2,808	2,816	2,821	2,823	2,824	2,824	①-②	
h-8 紙製容器包装	① 合計量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	② 引渡量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	③ (割合)	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	④ 独自処理量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
h-9 ペットボトル	① 合計量	t/年	681	704	712	693	879	909	935	954	975	1,012	1,017	1,021	1,023	1,026	1,026	1,027	1,027	R3実績量×人口変動率	
	② 引渡量	t/年	298	347	358	392	363	725	747	780	823	851	854	857	0	0	0	0	862	①×③	
	③ (割合)	%	44.0	49.0	50.0	57.0	41.3	79.7	79.9	81.7	84.4	84.1	84.0	84.0	0.0	0.0	0.0	0.0	84.0	目標値を84%に設定※1	
	④ 独自処理量	t/年	383	357	354	301	516	184	188	174	152	161	163	163	1,023	1,026	1,026	164	164	①-②	
h-10 容器包装プラスチック	① 合計量	t/年	6,295	7,215	7,034	6,968	6,881	6,758	6,912	6,844	7,238	6,906	6,944	6,968	6,986	7,000	7,005	7,007	7,007	R3実績量×人口変動率	
	② 引渡量	t/年	2,926	3,227	2,415	2,635	2,597	2,567	2,542	2,805	2,765	2,710	2,639	2,648	0	0	0	0	2,663	①×③	
	③ (割合)	%	46.0	45.0	34.0	38.0	37.7	38.0	36.8	41.0	38.2	39.2	38.0	38.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.0	目標値を38%に設定※1	
	④ 独自処理量	t/年	3,369	3,988	4,619	4,333	4,285	4,191	4,370	4,039	4,473	4,196	4,305	4,320	6,986	7,000	7,005	4,344	4,344	①-②	
i	資源化量(集団回収)	t/年	847	890	870	866	892	900	891	899	948	962	968	971	973	975	976	976	976	i-1~10の計	
内 訳	i-1 スチール缶	t/年	28	26	27	27	29	29	27	29	32	32	32	32	32	32	32	32	32	R3実績量×人口変動率	
	i-2 アルミ缶	t/年	92	94	89	89	89	90	89	91	98	99	100	100	100	100	101	101	101	R3実績量×人口変動率	
	i-3 無色ガラス	t/年	30	36	38	40	42	45	42	40	30	26	26	27	27	27	27	27	27	R3実績量×人口変動率	
	i-4 茶色ガラス	t/年	21	26	26	26	28	28	26	26	19	16	16	16	16	16	16	16	16	R3実績量×人口変動率	
	i-5 その他ガラス	t/年	28	36	36	37	43	43	41	40	33	28	28	29	29	29	29	29	29	R3実績量×人口変動率	
	i-6 紙パック	t/年	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	R3実績量×人口変動率	
	i-7 段ボール	t/年	630	654	637	630	645	649	649	658	721	745	749	751	753	755	755	755	756	R3実績量×人口変動率	
	i-8 紙製容器包装	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	i-9 ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	i-10 容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
j	資源化量(収集+集団回収)	t/年	11,618	13,349	13,130	12,966	13,354	12,965	13,055	13,057	14,223	13,828	13,903	13,952	13,987	14,017	14,026	14,030	14,030	j-1~10の計	
内 訳	j-1 スチール缶	t/年	301	337	317	297	283	277	269	265	287	269	270	271	272	272	273	273	273	h-1+i-1	
	j-2 アルミ缶	t/年	353	396	393	403	417	419	429	448	494	502	504	506	507	508	509	509	509	h-2+i-2	
	j-3 無色ガラス	t/年	573	656	688	642	725	630	583	570	618	586	589	591	592	594	594	594	594	h-3+i-3	
	j-4 茶色ガラス	t/年	416	465	466	423	481														

登録番号
(刊行物番号)

2022-58

調布市分別収集計画 令和5年度～令和9年度

令和4年6月発行

発行 調布市環境部ごみ対策課

〒182-0031 調布市野水2-1-1 調布市クリーンセンター

TEL 042-306-8780